契約等の手続きにおける押印等の簡略化について

平素よりデジタル庁の調達案件につきましてご協力をいただきありがとうございます。

押印や書面提出の簡略化につきまして、以下のとおり運用を行っておりますの でご理解、ご協力いただけますようお願いいたします。

1. 契約書について

- (1) ホームページ(調達情報)、入札公告及び入札説明書におきまして、詳細を記載しておりますが、「電子調達システム(政府電子調達:GEPS)」を利用する場合は、電子契約が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。
- (2)代理人に対する包括的な委任(年度内の委任が可能)をする委任状を提出いただくことで、代理人の押印により契約締結が可能です。

2. 請書、見積書及び請求書等について

委任を受けた代理人による押印だけでなく、押印そのものを省略できます。 ただし、押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、お手数で すが以下の対応をお願いいたします。

- (1) 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず明記ください。
- (2)必要に応じ、電話により連絡させていただきます。

ご不明な点につきましては会計担当契約班までお問合せください。